

愛 労 発 基 0204 第 10 号

令 和 2 年 2 月 4 日

(公社) 愛知労働基準協会 会長 殿

地区労働基準協会 会長 殿

愛 知 労 働 局 長

作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 8 号。）及び作業環境測定基準等の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 18 号。）が令和 2 年 1 月 27 日に公布及び告示され、令和 3 年 4 月 1 日（一部については令和 2 年 4 月 1 日）から施行及び適用することになりました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場に対して、別添「本省通達」に記載の改正趣旨及び概要等につきまして、周知いただきますようお願いいたします。